

2026年7月17日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせること
及びむつ中間貯蔵施設搬入拒否と六ヶ所再処理工場竣工に関する要請
並びに公開質問状について（依頼）

標記の件について下記により要請し、公開質問状を提出しますので対応方についてよろしく願います。

記

1、要請事項

（1）高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせること

- ① 国は、最終処分場開始時期の責任が国にあることを認めているが、2045年4月までに最終処分場が開始されることは不可能であり、知事は国と電事連に対して最終処分場以外への搬出の検討を要請すること。
- ② 最終処分場開始が2045年4月までに間に合うとするなら、調査等の工程ごとのスケジュールを知事は説明すること。

（2）むつ中間貯蔵施設搬入拒否について

- ① 知事が、2026年度搬入判断を保留しているが、その理由及び2024年、2025年度の搬入を容認した際の実施環境との違いについて説明すること。
- ② 中間貯蔵施設から搬出が予定されている、六ヶ所再処理工場の2064年から2090年代初頭以降の操業を見通すことは不可能で、同施設から搬出される保証がないことから同施設への搬入拒否を明言すること。

(3) 六ヶ所再処理工場竣工について

- ① 知事は、再処理工場竣工前に県独自に、工場の必要性及び安全性確保について、県民参加による検討の機会を設けること。
- ② 知事は、竣工前のガラス固化熔融炉検査は当初計画どおり高レベル廃液を使用するよう、日本原燃及び国に求めること。

2、公開質問状（別紙）

文書にて早期にご回答をお願いします。

以上

2026年7月17日

「高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせること
及びむつ中間貯蔵施設と六ヶ所再処理工場竣工」に関する公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

(1) 高レベル放射性廃棄物搬出期限の約束を守らせることについて

- ① 国は、最終処分場開始時期は国の責任であることを明言していることから2045年4月までに最終処分場が開始できない場合は、国として処分場以外の搬出に責任を果たすよう、知事は国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- ② 国は、最終処分場開始時期を「早期」と具体的に説明していないが、知事として具体的な時期を公表するよう国に求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- ③ 国は、最終処分場開始まで必要な年数とされている「30年程度」を「目安」としているが、これでは2045年4月に間に合わないこともあり得ると考える。
知事は、国から「間に合う」と説明されているのか「間に合わないこともあり得る」と説明されているのか、知事に対する国の説明とこれに対する知事の見解と対応について伺いたい。
- ④ 国及び、NUMOが行っている全国説明会や小笠原村と玄海町でおこなった説明会で、最終処分場開始時期について、どのような説明をしているのか、国の説明内容及びこれに対する知事の見解と対応について伺いたい。
- ⑤ また、上記説明会等で、青森県六ヶ所村の一時貯蔵施設から、2045年4月までに最終処分場に搬出するとの約束を青森県と交わしていることを説明して「いるのか」「いないのか」についてどのように説明しているか、国の説明内容及びこれに対する知事の見解と対応について伺いたい。
- ⑥ 電気事業連合会が2023年8月から搬出時期の約束を守ることについて検討しているにもかかわらず、検討内容について公表していないのは不誠実であり、県に説明されているのであれば、検討内容を伺いたい。
公表できないのであれば、その理由及び公表の時期について伺いたい。

(2) むつ中間貯蔵施設について

- ① 県は、中間貯蔵施設への搬入にあたっては毎年度、中間貯蔵事業及び再処理事業に係る実施環境を確認するとしているが、2024年、2025年、2026年度に事業者と国から報告を

受けた計画、事業内容及び県が行った検討、検証内容について伺いたい。

- ② 知事は、現時点で２０２６年度の搬入の判断を保留しているが、どのような環境になったら搬入を認めるのか具体的に示していただきたい。
- ③ ２０２５年７月に公表された中長期計画のその後の検討状況とその内容について伺いたい。
また、最終報告の時期について伺いたい。
- ④ 搬入計画の４,５００トンの内訳を電力会社、原発毎に伺いたい。
- ⑤ ２棟目の建設計画について伺いたい。
- ⑥ ２０２５年１月時点の東京電力柏崎刈羽原発の運転年数は３０年から３９年が５基、２７年、２８年が各１基で、日本原電は３７年、４６年が各１基で、原発運転可能年数を最長６０年とすれば、両電力会社に４０年後に運転可能な原発計画は存在しない。

中長期計画では、４０年後の２０６４年から中間貯蔵施設から六ヶ所再処理工場に搬出するとしているが、両社の原発が存在しなければ、再処理する必要なく中間貯蔵施設から搬出されないか、搬出されても六ヶ所再処理工場で再処理されずに長期貯蔵される可能性が高いと考え、以下伺います。

- ㊦ 上記について、県はどのような説明を受けているのか、その内容及びこれに対する知事の見解と対応について。また、受けていないとすれば説明を求めるべきと考えるがどうか。
- ㊧ 将来、再処理が必要とするなら、両社の原発の新規、建て替え計画についてどのような説明を受けているのか。また、新規、建て替え計画がなければ、再処理する必要がないと考えるがどうか。
- ㊨ 現時点での両社の原発は、福島原発事故等により廃炉、老朽化が進み、２００５年７月時点から大幅に減少し、中間貯蔵せずに、直接六ヶ所再処理工場に搬出できることから、両社に説明を求めるべきと考えるがどうか。
- ⑦ 東京電力及び日本原電の２０２６年２月時点のプルトニウム保有量は、東京電力が約１３，５トンで、日本原電が約５，０トンである。

また、両社の使用済核燃料貯蔵量は、東京電力が７,０４０トンで、日本原電が１,１８０トンで、仮に再処理すれば、プルトニウム量は、東京電力が約５８トン、日本原電が９，７トン増える。合計するとプルトニウム量は、東京電力が約７１，５トンで、日本原電が約１４，７トンとなる。

両社のプルトニウム利用計画では、東京電力（２０１０年３月公表）は３～４基のプルサーマル原発でプルトニウム利用が年間約０，９トン～１，６トンで、日本原電（２０２６年２月公表）は２基のプルサーマル原発で年間約０，８トンとなっている。

このことから、推計すると両社のプルトニウムが全て利用されるには、東京電力は最短で約４４年、最長で約７９年、日本原電は約１８年必要とされる。

しかし、この前提は、東京電力及び日本原電のプルサーマル原発が計画どおり運転され、プルトニウムが計画どおり利用されることであって、その保証はない。しかも両社の原発計画では、東京電力が７９年後は勿論、４４年後の運転計画はゼロで、日本原電は１４年後に１基、２３年後にはゼロになり、両社のプルトニウム利用計画は実現不可能で、プルトニウムが余剰となるのは明らかである。以下伺います。

- ㊦ 東京電力が2010年以降プルトニウム利用計画を策定していない理由及び今後の策定期間について。
- ㊧ 上記のように、両社のプルトニウム利用計画では、プルトニウムが余剰となることが予想されるが、知事はどのような説明を受けているのか。また、上記のように長期的にプルトニウム利用計画の説明を受けていないとすれば、知事は両社に説明を求めるべきと考えるがどうか。
- ㊨ 前述のように、2064年から2090年代初頭以降のプルトニウム利用計画が進まなければ、再処理されず、むつ市の中間貯蔵施設から搬出されないか、搬出されても六ヶ所再処理工場で再処理されず、長期貯蔵される可能性が高いと考えるが、知事の見解と対応について。
- ㊩ 2064年から2090年代初頭までに両社で発生する使用済核燃料の発生見込量を両社に説明を求めるべきと考えるがどうか。
- ⑧ 六ヶ所再処理工場は、建設着工から33年経っても竣工できず、仮に2026年度末に竣工しても、それから2090年代以降も安全に安定的に操業できる保証はなく、六ヶ所再処理工場の第2再処理工場の計画もない。
- 国、事業者は「発生した使用済核燃料は、国の政策に基づき順次再処理を行うなら」として
いることから、以下伺います。
- ㊪ 同工場のいわゆるレッドセル施設、設備を含め、経年劣化対策、メンテナンス等を行い、同工場の操業期間をいつまでと見込んでいるのか。また、2090年度代初頭以降も操業できると考えているのか、国及び事業者の計画と説明しについて。
- ㊫ 2090年代初頭以降も再処理が確実に行われるためには、プルトニウムを利用する原発計画が必須要件であるが、現時点では、そのような原発計画が存在しない。
- 県は、上記計画を国、事業者に求めるべきと考えるがどうか。
- ㊬ 上記㊩の計画と説明が無ければ、むつ中間貯蔵施設から2064年以降2090年代初頭までに搬出される根拠と再処理工場で再処理される根拠がないと考えるがどうか。
- ㊭ 従って、そのような状況では、2026年度は勿論、今後の搬入を容認すべきでないと考えるがどうか。

(3) 六ヶ所再処理工場竣工について

- ① 国が同工場の審査、検査などの残る工程の進捗管理することに至った経緯及びその具体的内容について伺いたい。
- ② 原子力施設の審査は原子力規制委員会が行っているが、規制委員会の独立性、自主性、主体性が失われていることを懸念するが、規制委員会との関連性について伺いたい。
- ③ 再処理工場以外の原子力施設の進捗管理を国が行うのか、行わないのか、その理由も含めて伺いたい。
- ④ 2007年9月7日、日本原燃公表のアクティブ試験計画書には、第5ステップで工場全体の安全機能及び運転性能の確認として「高レベル廃液ガラス固化設備の処理能力確認試験」項目があります。

2020年8月23日、日本原燃公表「六ヶ所再処理工場の概要」には、「アクティブ試験でガラス固化試験（使用前検査）を行い、新規制基準適合性検査」を終了し、アクティブ試験終了後に竣工し、安全協定締結、操業運転とあります。

そこで以下伺います。

- ㊦ 現在、日本原燃が計画している、ガラス固化熔融炉検査を模擬液体を使用し、竣工後に高レベル廃液を使用する計画に変更したのは安全性軽視でスケジュール優先と考えるが、日本原燃が変更しようとする理由について。
- ㊧ アクティブ試験が終了する時期及び試験報告書が国に提出され、国がそれを評価、公表するスケジュールと時期について。
- ㊨ 知事は、国及び日本原燃に対して、竣工前に高レベル廃液を使用してガラス固化熔融炉検査を行うよう求めるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- ㊩ 竣工後に高レベル廃液を使用して、ガラス固化熔融炉を運転してトラブル及び事故が発生した場合の責任の所在及び対応について。
- ㊪ 再処理工場操業に関する完全協定締結時期は竣工前なのか後なのかその時期とその理由について。
- ㊫ 日本原燃の設計、工事計画審査書類作成に電気事業連合会や各電力会社等から人材支援が本年3月以降30人が増員されているが、これまでの総支援人員数及び支援業務内容について。
- ㊬ 竣工後の本格操業時に、審査、計画書類作成の重要な役割を担った電力会社等から支援された方が、各々の職場に復帰し、再処理工場の実際業務に関わらなければ、事故やトラブル発生時に迅速かつ適切に対応できないと考えるが、知事の見解と対応について。